

## 西武文理大学における障害学生支援に関する基本方針

西武文理大学は「国連・障害者の権利に関する条約」の理念、また「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を遵守していくため、本学のすべての教職員が障害学生支援の向上・充実を図るための基本となる方針をここに定めるものである。

### 1. 機会の確保

障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、大学としての教育の質を維持する。

### 2. 情報公開

障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針について公開する。

### 3. 決定過程

権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた合理的な調整を行う。

### 4. 教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行う。

### 5. 支援体制

大学全体として専門性のある支援体制の確保に努める。

### 6. 施設・設備

障害学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

### 7. 研修・啓発等

学内の教職員に向け障害学生支援に関する研修、啓発を行う。

以上